

○鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例

平成27年9月28日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用の範囲及び第19条第9号の規定による特定個人情報の提供の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用の範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の事務の欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の事務の欄に掲げる事務とする。

2 市長は、別表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供ができるとき)

第4条 法第19条第9号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の情報照会者の欄に掲げる市の機関が、同表の情報提供者の欄に掲げる市の機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必

要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供者の欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、個人番号を利用し、又は特定個人情報を提供する市の機関が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事務	特定個人情報
鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

<p>在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく医療保険の加入等に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険の加入等に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>	